

2024年11月11日

各位

会社名	サカタインクス株式会社	
代表者名	代表取締役 社長執行役員	上野 吉昭
(コード番号)	4633 東証プライム市場)	
問合せ先	コーポレートコミュニケーション部長	片山 耕
電話番号	03-5689-6601	

社員向け株式交付信託制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年11月11日開催の取締役会において、下記のとおり、当社および当社子会社の社員(以下「社員」といいます。)を対象とした社員向け株式交付信託制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

(1) 当社グループは、2024年2月14日に「中期経営計画の策定に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、2030年の達成を目標とする長期ビジョンの中で、今後の3年間を「事業拡大・収益力強化」フェーズと位置付け、2026年を最終年とする中期経営計画(CCC-II)を策定いたしました。

長期ビジョンに掲げる戦略は、資本コストや株価を意識した経営を基本とし、収益力強化や成長戦略への投資と株主還元に対する資本の最適配分に加え、資本コストの低減を進めるとともに、IR活動を通じて当社グループの成長ストーリーの実効性と実現性に対し、ステークホルダーの皆様から共感を得ることで、中長期的な企業価値の向上を目指すこととしております。

このような中で、中期経営計画においては、持続的な発展を実現するための基盤となる人的資本政策を取り組みの1つに掲げており、今般、その施策の一環として、社員の経営参画意識を醸成させることにより、当社グループの持続的な企業価値の向上に繋げることを目的に、本制度を導入します。

(2) 本制度では、株式交付信託と称される仕組みを採用します。

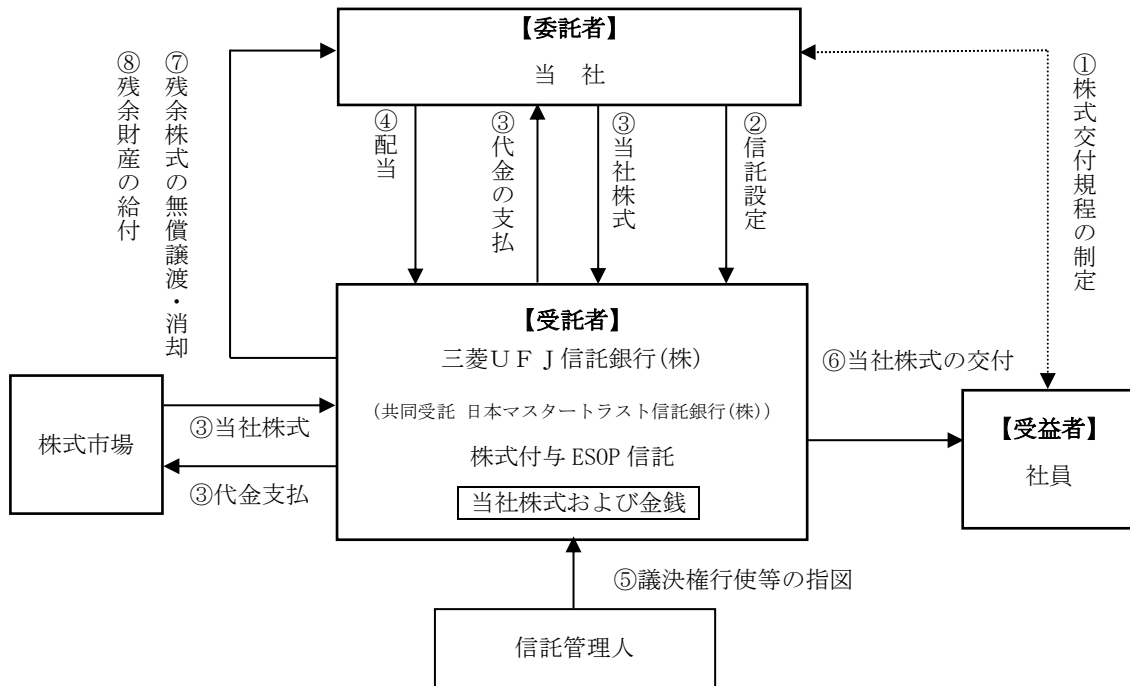
社員向けインセンティブ・プランとして株式交付信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する社員に交付するものです。

(3) 本制度の導入により、社員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、社員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

また、株式交付信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である社員の意思が反映される仕組みであり、社員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

(※) 本制度の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式4,227,100株(2024年6月30日現在)のうち、128,000株(204百万円)を株式交付信託に対して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、別途、本日付開示しております「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社は金銭を拠出し、受益者要件を充足する社員を受益者とする信託を設定します。
- ③ 株式交付信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場または当社(自己株式処分)から取得します。
- ④ 株式交付信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ 株式交付信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、株式交付信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 株式交付規程に従い、一定の要件を充足する社員に対して、当社株式が交付されます。
- ⑦ 信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式交付信託制度として株式交付信託を継続利用するか、株式交付信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑧ 信託期間満了時に生じた株式交付信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、株式交付信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により株式交付信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および当社子会社と利害関係のない団体へ寄付を行う予定です。

(注) 信託期間中、株式交付信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、株式交付信託に追加で金銭を信託することがあります。

【ご参考】

●信託契約の内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 社員に対するインセンティブの付与 |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| (5) 受益者 | 社員のうち受益者要件を充足する者 |
| (6) 信託管理人 | 当社および当社子会社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| (7) 信託契約日 | 2024年11月28日（予定） |
| (8) 信託の期間 | 2024年11月28日～2027年5月31日（予定） |
| (9) 制度開始日 | 2025年1月1日（予定） |
| (10) 議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| (11) 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| (12) 取得株式の総額 | 204百万円 |
| (13) 株式の取得方法 | 株式市場または当社自己株式の第三者割当により取得 |

以 上